

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例(平成二十一年三月二十日条例第二十号)

改正 平成二十三年 七月二二日条例第三〇号  
平成二十四年十二月二六日条例第七三号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例をここに公布する。

#### 岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例

#### 目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
  - 第二章 事業計画書(第七条―第十条)
  - 第三章 事業計画の周知(第十一条―第十八条)
  - 第四章 事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合の特例(第十九条―第二十二条)
  - 第五章 合意の形成(第二十三条―第二十五条)
  - 第六章 手続の終結(第二十六条―第二十九条)
  - 第七章 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会(第三十条―第三十五条)
  - 第八章 雑則(第三十六条―第四十二条)
- 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この条例は、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画の周知の手続、これに対する関係住民等の意見を求めるための手続その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化と透明性の確保を図り、もつて産業廃棄物処理施設等の設置等に係る合意の形成及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則(平成二十一年十月三十日規則第八十四号)

改正 平成二十二年二月二八日規則第九四号  
平成二十五年 三月一九日規則第四号  
平成二十五年 四月 一日規則第三八号  
平成二十七年 四月 一日規則第四十号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則をここに公布する。

#### 岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則

##### (趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例(平成二十一年岐阜県条例第二十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

る。

- 一 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百二十七号）をいう。
- 二 令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）をいう。
- 三 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）をいう。
- 四 適正処理条例 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号）をいう。
- 五 産業廃棄物 法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 六 産業廃棄物処理施設 法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- 七 小規模産業廃棄物処理施設 適正処理条例第二十一条第一項に規定する小規模産業廃棄物処理施設であつて、その設置又は使用に関し同項又は同条第二項の規定による届出を要するものをいう。
- 八 産業廃棄物処理施設等 前二号に掲げる施設をいう。
- 九 産業廃棄物処理施設等の設置等 次に掲げる行為をいう。
  - イ 産業廃棄物処理施設の設置であつて、当該設置に関し第五条第一項第二号に規定する手続を要するもの
  - ロ 産業廃棄物処理施設に係る変更であつて、当該変更に関し第五条第一項第三号に規定する手続を要するもの
  - ハ 小規模産業廃棄物処理施設の設置であつて、当該設置に関し第五条第一項第四号に規定する手続を要するもの
  - ニ 小規模産業廃棄物処理施設に係る変更であつて、当該変更に関し第五条第一項第四号に規定する手続を要するもの
- ホ 自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している者が当該産業廃棄物処理施設を産業廃棄物の処分の業の用に供する行為であつて、当該産業廃棄物の処分の業の実施に関し第五条第一項第一号に規定する手続を要するもの
- 十 生活環境影響調査 法第十五条第三項（法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査をいう。
- 十一 事業者 産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする者をいう。
- 十二 環境影響評価実施事業者 産業廃棄物処理施設等の設置等（令第七条第三号、第五号、第八号又は第十一号の二から第十四号までに掲げる産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）であつて、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項

に規定する対象事業又は岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第二条第二号に規定する対象事業に該当するものを行う事業者をいう。

十三 周知地域 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画の周知を行う地域をいう。

十四 関係住民 産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする土地から十メートル以内の土地について所有権又は賃借権その他の当該土地を使用する権利を有する者、周知地域内に居住する者その他生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者をいう。

十五 関係市町村 周知地域が所在する市町村をいう。

十六 関係市町村長 関係市町村の長をいう。

十七 合意の形成 産業廃棄物処理施設等の設置等に伴って生ずる周辺地域の生活環境の保全に関する紛争を予防するための事業者と関係住民との相互理解をいう。

一部改正〔平成三三年条例三〇号、平成二四条例七三号〕

#### （県の責務）

第三条 県は、関係市町村と協力し、生活環境の保全に配慮した産業廃棄物処理施設等の設置等が行われるよう事業者の指導を行うとともに、合意の形成が図られるよう努めるものとする。

#### （事業者及び関係住民の責務）

第四条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置等に当たっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、関係住民に対し、事業計画について正確かつ誠実に情報を提供しなければならない。

2 事業者は、この条例に規定する手続の過程において、周辺地域の生活環境の保全のため適正な配慮を行う旨の見解を示したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

3 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、合意の形成に努めなければならない。

#### （関係住民）

第三条 条例第二条第十四号の生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 周知地域内に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人

二 周知地域内において農業又は林業を営む者

三 周知地域内の水域の管理者若しくは水利権者（慣行水利権者を含む。）又は当該水域において漁業を営む者若しくは漁業権者

四 町又は字の区域その他市町村内の一定の地域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会等」という。）であつて周知地域内に居住する者が属する団体

五 前各号に掲げる者のほか、周辺地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有すると認められる者

一部改正〔平成二五規則四号〕

(条例手続の時期)

第五条 事業者は、次に掲げる手続を行おうとするときは、あらかじめこの条例に規定する手続を実施し、第二十九条の規定による通知を受けておかなければならない。

一 法第十四条第六項若しくは第十四条の二第一項又は第十四条の四第六項若しくは第十四条の五第一項の許可に係る申請（自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者が当該産業廃棄物処理施設を使用して産業廃棄物の処分の業を行おうとするもの（許可の更新に係るものを除く。）に限る。）

二 法第十五条第二項の許可に係る申請

三 法第十五条の二の六第二項の許可に係る申請

四 適正処理条例第二十一条第一項、第二項又は第三項の規定による届出（規則で定めるものを除く。）

2 事業者が第二十九条の規定による通知を受けた日から一年を経過した日以後に前項各号に掲げる手続を行おうとするときは、事業者が当該通知を受けていないものとみなして前項の規定を適用する。

一部改正〔平成二十三年条例三〇号〕

(許可の制限等)

第六条 知事は、産業廃棄物処理施設等の設置等について、事業者が第二十九条の規定による通知を受ける前に前条第一項第二号又は第三号の申請を行った場合は、当該申請が法第十五条の二第一項第二号（法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に適合していないものとして、当該許可をしないことができる。

2 知事は、産業廃棄物処理施設等の設置等について、事業者が第二十九条の規定による通知を受ける前に前条第一項第一号の申請を行った場合は、法第十四条第十一項（法第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第十四条の四第十一項（法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定により、当該許可に係る行為を行う前に第二十九条の規定による通知を受けるべき旨の条件を当該許可に付することができる。

一部改正〔平成二十三年条例三〇号〕

## 第二章 事業計画書

(事業計画書の提出)

第七条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業計画書を知事に提出しなければならない。

(条例手続を要しない適正処理条例に基づく届出)

第四条 条例第五条第一項第四号の規則で定めるものは、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則（平成十一年岐阜県規則第百二十六号）第十二条第三項第二号に規定する場合に係る届出とする。

(事業計画書の提出)

第五条 条例第七条第一項の規定による事業計画書の提出は、別記様式第一号に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等の目的又は産業廃棄物処理施設等の設置等を必要とする理由
- 三 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所
- 四 産業廃棄物処理施設等の種類
- 五 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類
- 六 産業廃棄物処理施設等の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- 七 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の計画
- 八 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画
- 九 周辺地域の生活環境の保全のための措置
- 十 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 事業者は、事業計画に係る産業廃棄物処理施設等が法第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可に係る申請に関し生活環境影響調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果書」という。）を添付しなければならないものであるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を事業計画書に添付しなければならない。

- 一 事業計画に係る産業廃棄物処理施設等が令第七条第三号、第五号、第八号又は第十一号の二から第十四号までのいずれかに掲げる産業廃棄物処理施設である場合 生活環境影響調査を行う方法について規則で定める事項を記載した書類（以下「生活環境

- 一 産業廃棄物処理施設等の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
  - 二 産業廃棄物処理施設等の構造を明らかにする設計計算書（平面図、立面図、断面図及び構造図を含む。）
  - 三 産業廃棄物処理施設等（最終処分場に限る。）の周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
  - 四 産業廃棄物処理施設等（最終処分場を除く。）の処理工程図
  - 五 産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法を明らかにする書類及び図面
  - 六 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画を明らかにする書類及び図面
  - 七 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所（以下「計画地」という。）付近の見取図並びに計画地及び計画地に隣接する土地の字絵図
  - 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
- 2 条例第七条第一項第十号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 産業廃棄物の最終処分場にあつては、災害防止のための計画及び埋立処分の計画
  - 二 令第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十二号及び第十三号の二に掲げる産業廃棄物処理施設にあつては、焼却灰等の処分方法
  - 三 令第七条第四号、第六号及び第十一号に掲げる産業廃棄物処理施設にあつては、汚泥等の処分方法
  - 四 令第七条第十一号の二に掲げる産業廃棄物処理施設にあつては、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
  - 五 小規模産業廃棄物処理施設にあつては、産業廃棄物の中間処理後に生ずる産業廃棄物の処分方法
  - 六 産業廃棄物処理施設等に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
  - 七 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
  - 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第七条第二項第一号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 産業廃棄物処理施設の設置に関する計画等に関する事項
  - イ 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

影響調査方法書」という。）

一 事業計画に係る産業廃棄物処理施設等が令第七条各号（第三号、第五号、第八号及び第十一号の二から第十四号までを除く。）のいずれかに掲げる産業廃棄物処理施設である場合 生活環境影響調査結果書

一部改正（平成二十三年条例三〇号）

（事業計画書の修正指示等）

第八条 知事は、前条第一項の規定による事業計画書（事業者が同条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあつては生活環境影響調査方法書を、前条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあつては生活環境影響調査結果書を含む。第十二条第二項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第二項第一号、第二号及び第三号、第十九条第一項、第二十一条第二項並びに第二十三条第一項を除き、以下同じ。）の提出があつたときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、関係法令の規定の適用の有無及び周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮すべき事項について、期限を定めて意見を聴くものとする。

2 知事は、前条第一項の規定による事業計画書の提出があつたときは、産業廃棄物処理施

- ロ 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- ハ 産業廃棄物処理施設の種類
- ニ 処理する産業廃棄物の種類
- ホ 産業廃棄物処理施設の処理能力
- ヘ 産業廃棄物処理施設の処理方式
- ト 産業廃棄物処理施設の構造及び設備
- チ 公害防止対策
- 一 生活環境影響調査項目の選定に関する事項
  - イ 調査項目として選定した項目及びその理由
  - ロ 調査項目として選定しなかった項目及びその理由
- 二 生活環境影響調査の実施方法に関する事項
  - イ 調査対象地域
  - ロ 生活環境影響調査項目の現況及び予測に必要な自然的社会的条件の現況を把握する方法（調査地点、調査時期及び調査方法）
  - ハ 生活環境影響調査項目の変化の程度及びその範囲を予測する方法（予測地点、予測範囲、予測手法及び予測条件）
  - ニ 周辺地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する方法

設等の設置等の場所及びその周辺の現況が事業計画書の内容と相違ないことを確認するものとする。

- 3 知事は、事業計画書を正確なものとするため必要があると認めるとき、又は事業計画が法第十五条の二第一項第一号及び第十五条の二の三第一項に規定する技術上の基準若しくは適正処理条例第二十一条第四項に規定する技術上の基準に適合しないと認めるときは、事業計画書の修正を指示することができる。
- 4 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

一部改正〔平成二十三年条例三〇号〕

(事業計画の変更)

第九条 事業者は、事業計画書に記載された事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の規定による事業計画書(事業者が同条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合(第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。))にあつては生活環境影響調査方法書を、前条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあつては生活環境影響調査結果書を含む。第十二条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第二項第一号、第二号及び第三号、第十九条第一項、第二十一条第二項並びに第二十三条第一項を除き、以下同じ。)の提出」とあるのは「次条第一項の規定による届出」と、「その写し」とあるのは「当該届出に係る書類の写し」と、同条第二項中「前条第一項の規定による事業計画書の提出」とあるのは「次条第一項の規定による届出」と読み替えるものとする。

【第九条第二項の規定による議替後の第八条】

(事業計画書の修正指示等)

第八条 知事は、次条第一項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る書類の写しを関係市町村長に送付するとともに、関係法令の規定の適用の有無及び周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮すべき事項について、期限を定めて意見を聴くものとする。

- 2 知事は、次条第一項の規定による届出があつたときは、産業廃棄物処理施設等の

(事業計画の変更の届出)

第六条 条例第九条第一項の規定による届出は、別記様式第二号により行うものとする。

設置等の場所及びその周辺の現況が事業計画書の内容と相違ないことを確認するものとする。

3 知事は、事業計画書を正確なものとするため必要があると認めるとき、又は事業計画が法第十五条の二第一項第一号及び第十五条の二の三第一項に規定する技術上の基準若しくは適正処理条例第二十一条第四項に規定する技術上の基準に適合しないと認めるときは、事業計画書の修正を指示することができる。

4 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

3 知事は、前項において準用する前条第四項の規定による通知をする場合（規則で定める場合を除く。）は、事業者が第十一条第一項の規定による周知計画書の提出の手續以降の手續を再度実施すべきことを併せて指示するものとする。

4 事業者は、前項の規定による指示があつたときは、第十一条第一項の規定による周知計画書の提出の手續以降の手續を実施しなければならない。この場合において、同項中「第七条第一項の規定による事業計画書の提出を行ったとき」とあるのは、「第九条第三項の規定による指示があつたとき」とする。

【第九条第四項の規定による置換後の第十一条第一項】

（周知計画書の提出）

第十一条 事業者は、第九条第三項の規定による指示があつたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。

- 一 周知地域及び関係住民に関する事項
- 二 第十四条第一項の規定による広告に関する事項
- 三 第十五条第一項の縦覧に関する事項
- 四 第十六条第一項の説明会に関する事項

2 条例第九条第三項の規則で定める場合は、次のいずれかに該当する変更を行う場合とする。

- 一 主要な設備の変更を伴わず、かつ、施設の処理能力が増加しない事業計画の変更であつて、生活環境への負荷を増大させないことが明らかな変更
- 二 条例第二十四条第一項（条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の見解、条例第二十八条第一項に規定する意見の調整又は条例第三十六条第一項に規定する環境保全協定に基づいて行われる事業計画の変更であつて、生活環境への負荷を増大させないことが明らかな変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、生活環境への負荷を増大させないものと知事が認める変更

五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(事業計画の廃止)

第十条 事業者は、事業計画を廃止したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、廃止に係る事業計画について第十四条第一項の規定による広告の届出が行われていないときは、前項の規定による周知をしないことができる。

第三章 事業計画の周知

(周知計画書の提出)

第十一条 事業者は、第七条第一項の規定による事業計画書の提出を行ったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。

- 一 周知地域及び関係住民に関する事項
- 二 第十四条第一項の規定による広告に関する事項
- 三 第十五条第一項の縦覧に関する事項
- 四 第十六条第一項の説明会に関する事項
- 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 周知地域は、産業廃棄物処理施設等の設置等により生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として規則で定める地域を基準として定めなければならない。

(事業計画の廃止の届出)

第七条 条例第十条第一項の規定による届出は、別記様式第三号により行いものとする。

2 条例第十条第二項の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。

- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
- 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

一部改正〔平成二五規則三八号、平成二七規則四十号〕

(周知計画書の提出)

第八条 条例第十一条第一項(条例第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による周知計画書の提出は、別記様式第四号に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- 一 周知地域、広告の場所、縦覧の場所、説明会の場所及び周知の場所を明らかにする図面
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

2 条例第十一条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 条例第二十条第二項の規定による生活環境影響調査を行う方法について検討を加えた結果(以下「検討結果」という。)の周知に関する事項(条例第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者(環境影響評価実施事業者を除く。)に限り、条例第二十二条において準用する条例第十一条第一項の規定による周知計画書の提出の場合を除く。)

二 条例第二十四条第三項(条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。)に規定する見解の周知に関する事項(条例第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者にあつては、条例第二十二条において準用する条例第十一条第一項の規定による周知計画書の提出の場合に限る。)

3 条例第十一条第二項の規則で定める地域は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める地域とする。

(周知計画書の修正指示等)

第十二条 知事は、前条第一項の規定による周知計画書の提出があつたときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、その内容について、期限を定めて意見を聴くものとする。

2 知事は、事業計画(事業者が第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合(第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。)にあつては生活環境影響調査を行う方法を、第七条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあつては生活環境影響調査の結果を含む。以

- 一 令第七条第一号、第二号、第四号、第六号、第七号、第八号の二、第九号、第十号及び第十一号に該当する産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から二百メートル以内の地域及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域
- 二 令第七条第三号、第五号、第八号、第十一号の二、第十二号、第十二号の二、第十三号及び第十三号の二に該当する産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から五百メートル以内の地域及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域
- 三 令第七条第十四号に該当する産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から五百メートル以内の地域、廃棄物運搬車両の走行によつて交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道(道路境界から百メートル以内の地域)及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域
- 四 産業廃棄物の焼却を行う小規模産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から五百メートル以内の地域
- 五 前項の小規模産業廃棄物処理施設以外の小規模産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から百メートル以内の地域
- 六 産業廃棄物処理施設等のうち施設からの放流水(雨水及び水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第九項に規定する生活排水を除く。以下同じ。)を伴うもの 前各号に定める範囲に、放流水が流入する公共用水域(同法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。)における放流地点から十メートル以内の水域(当該水域において低水量時に放流水が百倍に希釈される場合はその地点までの水域)及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある水域を加えた地域

一部改正〔平成二五規則四号〕

下同じ。)の周知のため必要があると認めるときは、周知計画書の修正を指示することができる。

- 3 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

#### (周知計画の変更)

第十三条 事業者は、周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による届出があつた場合(規則で定める場合を除く。)について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の規定による周知計画書の提出」とあるのは「次条第一項の規定による届出」と、「その写し」とあるのは「当該届出に係る書類の写し」と、同条第二項中「事業計画(事業者が第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合(第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。))にあつては生活環境影響調査を行う方法を、第七条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあつては生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。)」とあるのは「事業計画」と読み替えるものとする。

#### 【第十三条第二項の規定による読替後の第十二条】

##### (周知計画書の修正指示等)

第十二条 知事は、次条第一項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る書類の写しを関係市町村長に送付するとともに、その内容について、期限を定めて意見を聴くものとする。

- 2 知事は、事業計画の周知のため必要があると認めるときは、周知計画書の修正を指示することができる。
- 3 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

#### (広告)

第十四条 事業者は、第八条第四項(事業計画書に記載された事項を変更した場合にあつて

#### (周知計画の変更の届出)

第九条 条例第十三条第一項(条例第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第五号により行ひものとする。

- 2 条例第十三条第二項(条例第二十二條において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める場合は、次のいずれかの変更を行う場合とする。

- 一 縦覧の時間の変更
- 二 説明会で配布を予定する書類及び図面の変更
- 三 検討結果の周知に係る変更であつて軽微なもの
- 四 見解の周知に係る変更であつて軽微なもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が軽微な変更と認めるもの

#### (広告の方法)

第十条 条例第十四条第一項(条例第二十二條において準用する場合を含む。)の規定によ

は、第九条第二項において準用する第八条第四項)の規定による通知及び第十二条第三項(周知計画書に記載された事項を変更した場合には、前条第二項において準用する第十二条第三項)の規定による通知があつたときは、規則で定めるところにより、関係住民に対し次条第一項の縦覧及び第十六条第一項の説明会に関する事項を広告しなければならない。

2 前項の規定による広告は、次条第二項の縦覧を開始する日の十日前までに行わなければならない。

#### (縦覧)

第十五条 事業者は、規則で定めるところにより、事業計画書の写しを三十日以上期間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる事業者は、当該各号に定める事項その他規則で定める事項を当該縦覧において表示しなければならない。

一 第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者(環境影響評価実施事業者を除く。)生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。

る広告(以下この条において「広告」という。)は、第一号に掲げる方法のうちいずれか一つの方法及び第二号に掲げる方法のうちいずれか一つの方法により、行うものとする。

#### 一 掲示による方法

- イ 周知地域内の集会所等の公共の場所における掲示
- ロ 関係市町村の庁舎における掲示
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

#### 二 掲示による方法以外の方法

- イ 関係住民への書面の配布
- ロ 関係住民が属する自治会等への通知又は当該自治会等における回覧
- ハ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載又は当該新聞紙の折込広告
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

2 前項第一号に掲げる方法による広告は、条例第十五条第二項(条例第二十二条において準用する場合を含む。)に規定する縦覧の期間中、継続して行うものとする。

3 広告には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画地並びに産業廃棄物処理施設等の種類、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類
- 三 事業計画書の写しの縦覧の場所、縦覧の期間及び縦覧の時間
- 四 説明会の開催日時及び場所
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

#### (縦覧の方法等)

第十一条 条例第十五条第一項(条例第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- 一 周知地域内の集会所等の公共の場所
- 二 関係市町村の庁舎
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める場所

2 条例第十五条第二項の規則で定める事項は、事業者の問い合わせ先、周知地域の範囲及び次に掲げる事項とする。

一 条例第十五条第二項第一号に規定する事業者にあつては、生活環境影響調査を行う方法について意見書の提出があつたときはその内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加え、その結果について周知を行うこと及び生活環境影響調査を実施したときはその結果について周知を行うこと。

- 一 第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者に限る。） 意見書の提出ができないこと。
- 二 第七条第二項第二号の規定により事業計画書に生活環境影響調査結果書を添付した事業者 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。
- 四 前三号に掲げる事業者以外の事業者 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。

（説明会の開催）

- 第十六条 事業者は、前条第一項の縦覧の期間内に関係住民に対し事業計画に関する説明会を開催しなければならない。
- 2 前項の説明会は、周知地域内において開催しなければならない。ただし、周知地域内に適当な場所がないときは、この限りでない。
  - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

- 一 条例第十五条第二項第二号に規定する事業者にあつては、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）又は岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）に基づく環境影響評価を実施すること及び当該評価を実施したときはその結果について周知を行うこと。
  - 二 条例第十五条第二項第三号及び第四号に規定する事業者にあつては、事業計画について意見書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 条例第二十二条において準用する条例第十五条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 事業者の問い合わせ先
  - 二 周知地域の範囲
  - 三 事業計画について意見書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

一部改正〔平成二五規則四号〕

（説明会の開催方法等）

- 第十二条 条例第十六条第一項（条例第二十二条において準用する場合を含む。）の説明会（以下「説明会」という。）は、説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催するものとする。
- 2 事業者は、説明会に参加した者に対して、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるものとする。
  - 3 次の各号に掲げる事業者は、条例第十六条第一項の説明会に参加した者に対し、当該各号に定める事項を口頭又は書面の配布により周知するものとする。
    - 一 条例第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者を除く。） 生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること、当該意見書の提出があつたときはその内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加え、その結果について周知を行うこと及び生活環境影響調査を実施したときはその結果について周知を行うこと。
    - 一 条例第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者に限る。） 環境影響評価法又は岐阜県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施すること及び当該評価を実施したときはその結果について周知を行うこと。

(説明会への立会い)

第十七条 知事及び関係市町村長は、前条第一項の説明会の開催の状況を把握するため必要があると認めるときは、当該説明会にその職員を立ち合わせることができる。

(実施状況の報告)

第十八条 事業者は、第十四条第一項の規定による広告、第十五条第二項の縦覧及び第十六条第一項の説明会が終了したときは、その日から十日以内に、規則で定めるところにより、知事にこれらの実施状況について報告しなければならない。

第四章 事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合の特例

(生活環境影響調査を行う方法についての意見書の提出)

第十九条 生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者(第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者(環境影響評価実施事業者を除く。))に限る。以下この条及び次条において同じ。)が第十五条第二項第一号の規定により生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができることを表示して、同条第一項の縦覧を開始したときは、当該縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して十四日を経過する日までに、規則で定める

三 条例第七条第二項第二号の規定により事業計画書に生活環境影響調査結果書を添付した事業者 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること及び当該意見書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。

四 前三号に掲げる事業者以外の事業者 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること及び当該意見書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。

4 事業者は、条例第二十二條において準用する条例第十六條第一項の説明会に参加した者に対し、事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること及び当該意見書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うことを口頭又は書面の配布により周知するものとする。

(実施状況報告書)

第十三条 条例第十八条(条例第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による報告は、別記様式第六号に次に掲げる書面及び図面を添付して行うものとする。

- 一 広告に用いた書面又はその写し
- 二 説明会で配布した書類及び図面
- 三 説明会において交わされた質問及び回答の要旨
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面及び図面

(生活環境影響調査を行う方法についての意見書の提出)

第十四条 条例第十九条第一項の規定による意見書の提出は、別記様式第七号により行うものとする。

ところにより、事業者に当該意見を記載した意見書を提出することができる。

- 2 前項の規定による意見書の提出は、知事を経由して行わなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による意見書の送付があつたときは、これを取りまとめ、事業者に送付するとともに、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

(生活環境影響調査を行う方法の検討)

第二十条 事業者は、前条第三項の規定による意見書の送付があつたときは、その日から三十日以内に、当該意見書の内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加えなければならない。

- 2 事業者は、前項の検討を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該検討の結果を関係住民に対し周知するとともに、知事に届け出なければならない。

- 3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。
- 4 事業者は、第二項の規定による届出を行う前に生活環境影響調査を行つてはならない。

(生活環境影響調査結果書の提出等)

第二十一条 事業者(第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者に限る。)は、生活環境影響調査を行ったときは、速やかに、生活環境影響調査結果書を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 第八条第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の規定による生活環境影響調査結果書の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の規定による事業計画書(事業者が同条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合(第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。))にあつては生活環境影響調査方法書を、前条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあつては生活環境影響調査結果書を含む。第十二条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第二項第一号、第二号及び第三号、第十九条第一項、第二十一条第一項並びに第二十三条第一項を除き、以下同じ。)の提出」とあるのは「第二十一条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出」と、同条第三項中「事業計画書を正確なものとするため必要があると認めるとき、

(生活環境影響調査の方法に関する検討結果の周知等)

第十五条 条例第二十条第二項の規定による周知は、次の各号のいずれかの方法により十四日以上期間行うものとする。

- 一 周知地域内の集会所等の公共の場所における掲示
- 二 関係市町村の庁舎における掲示
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

- 2 条例第二十条第二項の規定による届出は、別記様式第八号により行うものとする。

又は事業計画が法第十五条の二第一項第一号及び第十五条の二の三第一項に規定する技術上の基準若しくは適正処理条例第二十一条第四項に規定する技術上の基準に適合しないと認めるとき」とあるのは「生活環境影響調査結果書を正確なものとするため必要があると認めるとき」と、「事業計画書の修正」とあるのは「生活環境影響調査結果書の修正」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成二十三年条例三〇号〕

【第二十一条第二項の規定による謄替後の第八条第一項、第三項及び第四項】

(事業計画書の修正指示等)

第八条 知事は、第二十一条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出があったときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、関係法令の規定の適用の有無及び周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮すべき事項について、期限を定めて意見を聴くものとする。

3 知事は、生活環境影響調査結果書を正確なものとするため必要があると認めるときは、生活環境影響調査結果書の修正を指示することができる。

4 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

(事業計画の再度の周知)

第二十二條 前章の規定は、前条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出があった場合について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第七条第一項の規定による事業計画書の提出」とあるのは「第二十一条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出」と、同項第二号中「第十四条第一項」とあるのは「第二十二條において準用する第十四条第一項」と、同項第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第二十二條において準用する第十五条第一項」と、同項第四号中「第十六条第一項」とあるのは「第二十二條において準用する第十六条第一項」と、第十二条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十二條において準用する前条第一項」と、同条第二項中「事業計画（事業者が第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあつては生活環境影響調査を行う方法を、第七条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあつては生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。）」とあるのは「事業計画」

と、第十三条第二項中「前条の規定」とあるのは「第二十二條において準用する前条の規定」と、「同条第二項中「事業計画（事業者が第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあつては生活環境影響調査を行う方法を、第七条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあつては生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。）」とあるのは「事業計画」と読み替えるものとする」とあるのは「読み替えるものとする」と、第十四条第一項中「事業者は、第八条第四項」とあるのは「事業者は、第二十一条第二項において準用する第八条第四項」と、「第十二条第三項（周知計画書に記載された事項を変更した場合にあつては、前条第二項において準用する第十二条第三項）」とあるのは「第二十二條において準用する第十二条第三項（周知計画書に記載された事項を変更した場合にあつては、第二十二條において準用する前条第二項において準用する第二十二條において準用する第十二条第三項）」と、第十五条第二項中「次の各号に掲げる事業者は、当該各号に定める事項」とあるのは「事業者は、事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること」と、第十六条第一項及び第十七条中「前条第一項」とあるのは「第二十二條において準用する前条第一項」と、第十八条中「第十四条第一項」とあるのは「第二十二條において準用する第十四条第一項」と、「第十五条第一項」とあるのは「第二十二條において準用する第十五条第一項」と、「第十六条第一項」とあるのは「第二十二條において準用する第十六条第一項」と読み替えるものとする。

【第二十二條の規定による読替後の第三章】

第三章 事業計画の周知

（周知計画書の提出）

第十一条 事業者は、第二十一条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出を行つたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。

- 一 周知地域及び関係住民に関する事項
- 二 第二十二條において準用する第十四条第一項の規定による広告に関する事項
- 三 第二十二條において準用する第十五条第一項の縦覧に関する事項
- 四 第二十二條において準用する第十六条第一項の説明会に関する事項
- 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 周知地域は、産業廃棄物処理施設等の設置等により生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として規則で定める地域を基準として定めなければならない。

(周知計画書の修正指示等)

第十二条 知事は、第二十二条において準用する前条第一項の規定による周知計画書の提出があったときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、その内容について、期限を定めて意見を聴くものとする。

2 知事は、事業計画の周知のため必要があると認めるときは、周知計画書の修正を指示することができる。

3 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

(周知計画の変更)

第十三条 事業者は、周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第二十二条において準用する前条の規定は、前項の規定による届出があった場合(規則で定める場合を除く。)について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の規定による周知計画書の提出」とあるのは「次条第一項の規定による届出」と、「その写し」とあるのは「当該届出に係る書類の写し」と読み替えるものとする。

【第二十二条において準用する第十三条第二項の規定による読替後の第二十二条において準用する第十二条】

(周知計画書の修正指示等)

第十二条 知事は第二十二条において準用する次条第一項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る書類の写しを関係市町村長に送付するとともに、その内容について、期限を定めて意見を聴くものとする。

2 知事は、事業計画の周知のため必要があると認めるときは、周知計画書の修正を指示することができる。

3 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

(広告)

第十四条 事業者は、第二十一条第二項において準用する第八条第四項（事業計画書に記載された事項を変更した場合にあつては、第九条第二項において準用する第八条第四項）の規定による通知及び第二十二條において準用する第十二條第三項（周知計画書に記載された事項を変更した場合にあつては、第二十二條において準用する前条第二項において準用する第二十二條において準用する第十二條第三項）の規定による通知があつたときは、規則で定めるところにより、関係住民に対し次条第一項の縦覧及び第十六條第一項の説明会に関する事項を広告しなければならない。

2 前項の規定による広告は、次条第一項の縦覧を開始する日の十日前までに行わなければならない。

#### （縦覧）

第十五条 事業者は、規則で定めるところにより、事業計画書の写しを三十日以上期間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の場合において、事業者は、事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができることその他規則で定める事項を当該縦覧において表示しなければならない。

#### （説明会の開催）

第十六条 事業者は、第二十二條において準用する前条第一項の縦覧の期間内に関係住民に対し事業計画に関する説明会を開催しなければならない。

2 前項の説明会は、周知地域内において開催しなければならない。ただし、周知地域内に適当な場所がないときは、この限りでない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

#### （説明会への立会い）

第十七条 知事及び関係市町村長は、第二十二條において準用する前条第一項の説明会の開催の状況を把握するため必要があると認めるときは、当該説明会にその職員を立ち合わせることができる。

#### （実施状況の報告）

第十八条 事業者は、第二十二條において準用する第十四條第一項の規定による広告、第二十二條において準用する第十五條第一項の縦覧及び第二十二條において準用する第十六條第一項の説明会が終了したときは、その日から十日以内に、規則で定

めるところにより、知事にこれらの実施状況について報告しなければならない。

## 第五章 合意の形成

### (意見書の提出)

第二十三条 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者が第十五条第二項第三号若しくは第四号又は第二十二条において準用する第十五条第二項の規定により事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができることを表示して、第十五条第一項(第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者にあつては、第二十二条において準用する第十五条第一項)の縦覧を開始したときは、当該縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して十四日を経過する日までに、規則で定めるところにより、事業者に当該意見を記載した意見書を提出することができる。

- 2 前項の規定による意見書の提出は、知事を経由して行わなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による意見書の送付があつたときは、これを取りまとめ、事業者に送付するとともに、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

### (見解書の提出等)

第二十四条 事業者は、前条第三項の規定による意見書の送付があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による見解書の提出があつたときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。
- 3 事業者は、第一項の規定による見解書の提出をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。

### (意見書の提出)

第十六条 条例第二十三条第一項の規定による意見書の提出は、別記様式第九号により行うものとする。

### (見解書の提出等)

第十七条 条例第二十四条第一項(条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による見解書の提出は、別記様式第十号により行うものとする。

- 2 条例第二十四条第三項(条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による周知は、次の各号のいずれかの方法により十四日以上期間行うものとする。
  - 一 周知地域内の集会所等の公共の場所における掲示
  - 一 関係市町村の庁舎における掲示
  - 一 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
- 3 前項の周知を実施するときは、次に掲げる事項を表示するものとする。
  - 一 条例第二十四条第一項の見解について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。
  - 一 事業者の問い合わせ先
  - 一 周知地域の範囲
  - 一 第一号の見解書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。
  - 一 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(事業者の見解に対する意見書の提出等)

第二十五条 前二条の規定は、事業者が前条第三項の周知を開始した場合について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者が第十五条第二項第三号若しくは第四号又は第二十二條において準用する第十五条第二項の規定により事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができることを表示して、第十五条第一項（第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者にあつては、第二十二條において準用する第十五条第一項）の縦覧」とあるのは「次条第一項の見解について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者が同条第三項の周知」と、「当該縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して十四日を経過する日まで」とあるのは「その日から二十日以内」と、前条第一項中「前条第三項」とあるのは「次条第一項において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

【第二十五条第一項の規定による謄替後の第二十三条及び第二十四条】

(意見書の提出)

第二十三条 次条第一項の見解について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者が同条第三項の周知を開始したときは、その日から二十日以内に、規則で定めるところにより、事業者に当該意見を記載した意見書を提出することができる。

- 2 前項の規定による意見書の提出は、知事を経由して行わなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による意見書の送付があつたときは、これを取りまとめ、事業者に送付するとともに、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

(見解書の提出等)

第二十四条 事業者は、次条第一項において準用する前条第三項の規定による意見書の送付があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による見解書の提出があつたときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。
- 3 事業者は、第一項の規定による見解書の提出をしたときは、速やかに、規則で定

(事業者の見解に対する意見書の提出)

第十八条 条例第二十五条第一項において準用する条例第二十三条第一項の規定による意見書の提出は、別記様式第十一号により行うものとする。

めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。

- 2 事業者は、前項において準用する前条第三項の周知を終了したときは、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

#### 第六章 手続の終結

##### (合意の形成の判断等)

第二十六条 知事は、第二十三条第二項（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の送付がなかったとき、又は前条第二項の規定による報告があつたときは、第十八条（第二十二條において準用する場合を含む。）の規定による報告、第二十三条第一項（前条第一項において準用する場合を含む。）に規定する意見書、第二十四条第一項（前条第一項において準用する場合を含む。）に規定する見解書、次項の規定により提出を求めた資料又は意見書、第三十六条第二項に規定する書面の写しその他の資料に基づき、合意の形成について、次のいずれに該当するかについて判断し、その結果を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

- 一 合意の形成が図られていると認めるとき。
  - 二 この条例に規定する手続に関する事業者の取組が不十分であり、合意の形成が図られていないと認めるとき。
  - 三 この条例に規定する手続に関する事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていないと認めるとき。
- 2 知事は、前項の規定による判断のため必要があると認めるときは、事業者、関係住民又は関係市町村長に対し資料又は意見書の提出を求めることができる。
- 3 知事は、第一項の規定による判断をしようとする場合において、必要があると認めるときは、岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会の意見を聴くことができる。
- 4 知事は、第一項の場合において、事業者に同項第二号に該当する旨の通知をするときは、併せて、この条例に規定する手続のうち再度実施する必要があると認められるもののうち最も早い段階の手続を指定するものとする。
- 5 事業者は、前項の規定による指定があつたときは、当該指定に係る手続以降の手続を実施しなければならない。ただし、次条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申立てがあつた場合は、この限りでない。
- 6 前項本文の場合において、次の表の第一欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

##### (合意の形成の判断に係る周知)

第十九条 条例第二十六条第一項（条例第二十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。

- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
- 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

一部改正（平成二五規則三八号、平成二七規則四十号）

第七条第一項の規定による事業計画書の提出の手續が指定された場合	第七条第一項	産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとするとき	第二十六条第四項の規定による指定があったとき
第十一条第一項の規定による周知計画書の提出の手續が指定された場合	第十一条第一項	第七条第一項の規定による事業計画書の提出を行ったとき	第二十六条第四項の規定による指定があったとき
第二十条第一項の規定による生活環境影響調査を行う方法の検討の手續が指定された場合	第二十条第一項	前条第三項の規定による意見書の送付があつたとき	第二十六条第四項の規定による指定があったとき
		当該意見書	前条第一項に規定する意見書
第二十条第二項の規定による生活環境影響調査を行う方法の検討の結果の周知及び届出の手續が指定された場合	第二十条第二項	前項の検討を終了したとき	第二十六条第四項の規定による指定があったとき
		当該検討	前項の検討
第二十一条第二項の規定による生活環境影響調査結果書の作成及び提出の手續が指定された場合	第二十一条第二項	生活環境影響調査を行ったとき	第二十六条第四項の規定による指定があったとき
第二十二条において準用する第十一条第一項の規定による周知計画書の提出の手續が指定された場合	第二十二条において準用する第十一条第一項	第二十一条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出を行ったとき	第二十六条第四項の規定による指定があったとき
第二十四条第一項の規定による見解書の作成及び提出の手續が指定された場合	第二十四条第一項	前条第三項の規定による意見書の送付があつたとき	第二十六条第四項の規定による指定があったとき
		当該意見書	前条第一項に規定する意見書

第二十四条第三項の規定による見解の周知の手続が指定された場合	第二十四条第三項	第二項の規定による見解書の提出をしたとき	第二十六条第四項の規定による指定があつたとき
前条第一項において準用する第二十四条第一項の規定による見解書の作成及び提出の手続が指定された場合	前条第一項において準用する第二十四条第一項	次条第一項において準用する前条第三項の規定による意見書の送付があつたとき	第二十六条第四項の規定による指定があつたとき
		当該意見書	次条第一項において準用する前条第一項に規定する意見書
前条第一項において準用する第二十四条第三項の規定による見解の周知の手続が指定された場合	前条第一項において準用する第二十四条第三項	第二項の規定による見解書の提出をしたとき	第二十六条第四項の規定による指定があつたとき

【第二十六条第六項の規定による置換後の第七条第一項、第十二条第一項、第二十条第一項、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二条において準用する第十一条第一項、第二十四条第一項、第二十四条第三項、第二十五条第一項において準用する第二十四条第一項及び第二十五条第一項において準用する第二十四条第三項】

(事業計画書の提出)

第七条 事業者は、第二十六条第四項の規定による指定があつたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業計画書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等の目的又は産業廃棄物処理施設等の設置等を必要とする理由
- 三 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所
- 四 産業廃棄物処理施設等の種類
- 五 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類
- 六 産業廃棄物処理施設等の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

- 七 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の計画
- 八 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画
- 九 周辺地域の生活環境の保全のための措置
- 十 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(周知計画書の提出)

第十一条 事業者は、第二十六条第四項の規定による指定があつたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。

- 一 周知地域及び関係住民に関する事項
- 二 第十四条第一項の規定による広告に関する事項
- 三 第十五条第一項の縦覧に関する事項
- 四 第十六条第一項の説明会に関する事項
- 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(生活環境影響調査を行う方法の検討)

第二十条 事業者は、第二十六条第四項の規定による指定があつたときは、その日から三十日以内に、前条第一項に規定する意見書の内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加えなければならない。

2 事業者は、第二十六条第四項の規定による指定があつたときは、規則で定めるところにより、速やかに、前項の検討の結果を関係住民に対し周知するとともに、知事に届け出なければならない。

(生活環境影響調査結果書の提出等)

第二十一条 事業者（第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者に限る。）は、第二十六条第四項の規定による指定があつたときは、速やかに、生活環境影響調査結果書を作成し、知事に提出しなければならない。

(周知計画書の提出) >第二十二條において準用する第十一条第一項<

第十一条 事業者は、第二十六条第四項の規定による指定があつたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。

- 一 周知地域及び関係住民に関する事項

- 二 第二十二條において準用する第十四條第一項の規定による広告に関する事項
- 三 第二十二條において準用する第十五條第一項の縦覧に関する事項
- 四 第二十二條において準用する第十六條第一項の説明会に関する事項
- 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(見解書の提出等)

第二十四條 事業者は、第二十六條第四項の規定による指定があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、前条第一項に規定する意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。

3 事業者は、第二十六條第四項の規定による指定があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。

(見解書の提出等) >第二十五條第一項において準用する第二十四條第一項及び第三項<

第二十四條 事業者は、第二十六條第四項の規定による指定があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、第二十五條第一項において準用する前条第一項に規定する意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。

3 事業者は、第二十六條第四項の規定による指定があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。

(異議の申立て)

第二十七條 前条第一項(第三項において準用する場合を除く。)の規定による判断に不服がある事業者は、同条第一項の規定による通知のあつた日から十四日以内に、規則で定めるところにより、知事に異議を申し立てることができる。

2 前項の規定は、関係住民について準用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは「関係住民」と、「通知のあつた日から十四日以内」とあるのは「周知が開始された日から二十日以内」と読み替えるものとする。

【第二十七條第二項の規定による読替後の第二十七條第一項】

(異議の申立て)

第二十七條 前条第一項(第三項において準用する場合を除く。)の規定による判断に不服がある関係住民は、同条第一項の規定による周知が開始された日から二十日以内に、規則で定めるところにより、知事に異議を申し立てることができる。

(異議の申立書の提出等)

第二十條 条例第二十七條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申立ては、別記様式第十二号により行うものとする。

3 前条の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による申立てがあつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第二項（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の送付がなかつたとき、又は前条第二項の規定による報告があつたとき」とあるのは「次条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申立てがあつたとき」と、同条第二項中「判断のため必要があると認めるとき」とあるのは「判断をしようとするとき」と、「又は関係市町村長に対し資料又は意見書の提出を求めることができる」とあるのは「及び関係市町村長の意見を聴かなければならない」と、同条第三項中「判断をしようとする場合において、必要があると認めるとき」とあるのは「判断をしようとするとき」と、「意見を聴くことができる」とあるのは「意見を聴かなければならない」と、同条第五項中「実施しなければならない。ただし、次条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申立てがあつた場合は、この限りでない」とあるのは「実施しなければならない」と、同条第六項中「第二十六条第四項」とあるのは「第二十七条第三項において準用する第二十六条第四項」と読み替えるものとする。

【第二十七条第三項の規定による読替後の第二十六条】

（合意の形成の判断等）

第二十六条 知事は、次条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申立てがあつたときは、第十八条（第二十二條において準用する場合を含む。）の規定による報告、第二十三条第一項（前条第一項において準用する場合を含む。）に規定する意見書、第二十四条第一項（前条第一項において準用する場合を含む。）に規定する見解書、次項の規定により提出を求めた資料又は意見書、第三十六条第二項に規定する書面の写しその他の資料に基づき、合意の形成について、次のいずれに該当するかについて判断し、その結果を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

一 合意の形成が図られていると認めるとき。

二 この条例に規定する手続に関する事業者の取組が不十分であり、合意の形成が図られていないと認めるとき。

三 この条例に規定する手続に関する事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていないと認めるとき。

2 知事は、前項の規定による判断をしようとするときは、事業者、関係住民及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第一項の規定による判断をしようとするときは、岐阜県産業廃棄物処理

施設等意見調整委員会の意見を聴かなければならない。

- 4 知事は、第一項の場合において、事業者と同項第二号に該当する旨の通知をするときは、併せて、この条例に規定する手続のうち再度実施する必要があると認められるもののうち最も早い段階の手続を指定するものとする。
- 5 事業者は、前項の規定による指定があつたときは、当該指定に係る手続以降の手続を実施しなければならない。
- 6 前項本文の場合において、次の表の第一欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第七条第一項の規定による事業計画書の提出の手続が指定された場合	第七条第一項	産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとするとき	第二十七条第三項において準用する第二十六条第四項の規定による指定があつたとき
第十一条第一項の規定による周知計画書の提出の手続が指定された場合	第十一条第一項	第七条第一項の規定による事業計画書の提出を行ったとき	第二十七条第三項において準用する第二十六条第四項の規定による指定があつたとき
第二十条第一項の規定による生活環境影響調査を行う方法の検討の手続が指定された場合	第二十条第一項	前条第三項の規定による意見書の送付があつたとき	第二十七条第三項において準用する第二十六条第四項の規定による指定があつたとき
		当該意見書	前条第一項に規定する意見書
第二十条第二項の規定による生活環境影響調査を行う方法の検討の結果の周知及び届出の手続が指定された場合	第二十条第二項	前項の検討を終了したとき	第二十七条第三項において準用する第二十六条第四項の規定による指定があつたとき
		当該検討	前項の検討
第二十一条第一項の	第二十一条第	生活環境影響調査を	第二十七条第三項に

規定による生活環境影響調査結果書の作成及び提出の手續が指定された場合	一 項	行つたとき	において準用する第二十六條第四項の規定による指定があつたとき
第二十二條において準用する第十一條第一項の規定による周知計画書の提出の手續が指定された場合	第二十二條において準用する第十一條第一項	第二十一條第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出を行つたとき	第二十七條第三項において準用する第二十六條第四項の規定による指定があつたとき
第二十四條第一項の規定による見解書の作成及び提出の手續が指定された場合	第二十四條第一項	前條第三項の規定による意見書の送付があつたとき	第二十七條第三項において準用する第二十六條第四項の規定による指定があつたとき
		当該意見書	前條第一項に規定する意見書
第二十四條第三項の規定による見解の周知の手續が指定された場合	第二十四條第三項	第一項の規定による見解書の提出をしたとき	第二十七條第三項において準用する第二十六條第四項の規定による指定があつたとき
前條第一項において準用する第二十四條第一項の規定による見解書の作成及び提出の手續が指定された場合	前條第一項において準用する第二十四條第一項	次條第一項において準用する前條第三項の規定による意見書の送付があつたとき	第二十七條第三項において準用する第二十六條第四項の規定による指定があつたとき
		当該意見書	次條第一項において準用する前條第一項に規定する意見書
前條第一項において準用する第二十四條第三項の規定による見解の周知の手續が	前條第三項において準用する第二十四條第三項	第一項の規定による見解書の提出をしたとき	第二十七條第三項において準用する第二十六條第四項の規定による指定があつた

指定された場合

とき

【第二十七条第三項において準用する第二十六条第六項の規定による置換後の第七条第一項、第十一条第一項、第二十条第一項、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二條において準用する第十一条第一項、第二十四条第一項、第二十四条第三項、第二十五条第一項において準用する第二十四条第一項及び第二十五条第一項において準用する第二十四条第三項】

(事業計画書の提出)

第七条 事業者は、第二十七条第三項において準用する第二十六条第四項の規定による指定があつたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業計画書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等の目的又は産業廃棄物処理施設等の設置等を必要とする理由
- 三 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所
- 四 産業廃棄物処理施設等の種類
- 五 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類
- 六 産業廃棄物処理施設等の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- 七 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の計画
- 八 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画
- 九 周辺地域の生活環境の保全のための措置
- 十 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(周知計画書の提出)

第十一条 事業者は、第二十七条第三項において準用する第二十六条第四項の規定による指定があつたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。

- 一 周知地域及び関係住民に関する事項
- 二 第十四条第一項の規定による広告に関する事項
- 三 第十五条第一項の縦覧に関する事項
- 四 第十六条第一項の説明会に関する事項
- 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(生活環境影響調査を行う方法の検討)

第二十条 事業者は、第二十七条第三項において準用する第二十六条第四項の規定による指定があつたときは、その日から三十日以内に、前条第一項に規定する意見書の内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加えなければならない。

2 事業者は、第二十七条第三項において準用する第二十六条第四項の規定による指定があつたときは、規則で定めるところにより、速やかに、前項の検討の結果を関係住民に対し周知するとともに、知事に届け出なければならない。

(生活環境影響調査結果書の提出等)

第二十一条 事業者(第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者に限る。)は、第二十七条第三項において準用する第二十六条第四項の規定による指定があつたときは、速やかに、生活環境影響調査結果書を作成し、知事に提出しなければならない。

(周知計画書の提出) >第二十二条において準用する第十二条第一項<

第十二条 事業者は、第二十七条第三項において準用する第二十六条第四項の規定による指定があつたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。

- 一 周知地域及び関係住民に関する事項
- 二 第二十二条において準用する第十四条第一項の規定による広告に関する事項
- 三 第二十二条において準用する第十五条第一項の縦覧に関する事項
- 四 第二十二条において準用する第十六条第一項の説明会に関する事項
- 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(見解書の提出等)

第二十四条 事業者は、第二十七条第三項において準用する第二十六条第四項の規定による指定があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、前条第一項に規定する意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。

3 事業者は、第二十七条第三項において準用する第二十六条第四項の規定による指定があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。

(見解書の提出等) >第二十五条第二項において準用する第二十四条第二項及び第三項<  
第二十四条 事業者は、第二十七条第三項において準用する第二十六条第四項の規定による指定があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、第二十五条第一項において準用する前条第一項に規定する意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。  
3 事業者は、第二十七条第三項において準用する第二十六条第四項の規定による指定があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。

4 知事は、前条第一項の規定による同項第三号に該当する旨の通知及び周知を行った場合において、第一項(第二項において準用する場合を含む。)の規定による申立てがなかつたときは、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

#### (意見の調整)

第二十八条 事業者及び関係住民(第二十五条第一項において準用する第二十三条第一項の規定による意見書の提出を行った者に限る。以下この項において同じ。)は、前条第三項において準用する第二十六条第一項の規定による同項第三号に該当する旨の通知及び周知があつたとき、又は前条第四項の規定による通知及び周知があつたときは、知事が定める日から十四日以内に、規則で定めるところにより、意見の調整(事業者の見解及び関係住民の意見についての論点の整理、事業者及び関係住民による会議の開催その他適当と認められる方法により合意の形成を促すことをいう。以下同じ。)を知事に申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出は、意見の調整の目的となる事項を示して行わなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により意見の調整の申出の受付を開始する日を定めたときは、事業者及び関係住民(第二十五条第一項において準用する第二十三条第一項の規定による意見書の提出を行った者に限る。)に対しこれを通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。
- 4 知事は、第一項の規定による申出があつたときは、その旨を事業者が意見の調整の相手方としようとする関係住民及び関係市町村長(当該申出をした者が関係住民である場合に

- 2 条例第二十七条第四項の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。
- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
  - 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示
  - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
- 一部改正(平成二五規則三八号、平成二七規則四十号)

#### (意見の調整の申出書等)

第二十一条 条例第二十八条第一項の規定による意見の調整の申出は、別記様式第十三号により行うものとする。

- 2 条例第二十八条第三項、第四項又は第十項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。
- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
  - 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示
  - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

あつては、事業者及び関係市町村長)に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

- 5 知事は、第一項の規定による申出があつたときは、当該申出に係る意見の調整を岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会に付するものとする。
- 6 事業者と事業者が意見の調整の相手方としようとする関係住民との意見の調整の結果に関し生活環境の保全上の見地から意見を有する関係住民は、第四項の規定による周知が開始された日から七日以内に、規則で定めるところにより、当該意見の調整への参加を知事に申し出ることができる。
- 7 知事は、前項の規定による申出があつたときは、その旨を岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会に通知するものとする。
- 8 第六項の規定による申出をした関係住民は、意見の調整に参加し、意見を述べることができる。
- 9 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会は、意見の調整の結果、合意の形成が図られたと認めるときは、その旨を知事に報告するものとする。
- 10 知事は、前項の規定による報告があつたときは、事業者、第一項の規定による申出をした関係住民、事業者が意見の調整の相手方とした関係住民、第六項の規定による申出をした関係住民及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。
- 11 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会は、事業者又は関係住民が意見の調整に応じないとき、合意の形成の見込みがないと認めるときその他意見の調整を続けることが適当でないと認めるときは、意見の調整を打ち切ることができる。
- 12 第九項及び第十項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第九項中「意見の調整の結果、合意の形成が図られたと認めるとき」とあるのは、「第十一項の規定により意見の調整を打ち切つたとき」と読み替えるものとする。

【第二十八条第十二項の規定による読替後の同条第九項及び第十項】

- 9 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会は、第十一項の規定により意見の調整を打ち切つたときは、その旨を知事に報告するものとする。
- 10 知事は、前項の規定による報告があつたときは、事業者、第一項の規定による申出をした関係住民、事業者が意見の調整の相手方とした関係住民、第六項の規定による申出をした関係住民及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

- 3 条例第二十八条第六項の規定による意見の調整への参加の申出は、別記様式第十四号により行うものとする。

一部改正〔平成二五規則二八号、平成二七規則四十号〕

(終了の通知等)

第二十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

- 一 第二十六条第一項の規定による同項第一号に該当する旨の通知をした場合において、第二十七条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定による申立てがなかったとき。
- 二 第二十六条第一項の規定による同項第三号に該当する旨の通知をした場合において、第二十七条第一項の規定による申立て及び前条第一項の規定による申出がなかったとき。
- 三 第二十七条第三項において準用する第二十六条第一項の規定による同項第一号に該当する旨の通知をしたとき。
- 四 第二十七条第三項において準用する第二十六条第一項の規定による同項第三号に該当する旨の通知をした場合において、前条第一項の規定による申出がなかったとき。
- 五 前条第九項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定による報告があったとき。

## 第七章 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会

(設置)

第三十条 次に掲げる事務を行わせるため、岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 一 この条例により委員会の権限に属させられたこと。
- 一 前号に掲げるもののほか、この条例の施行に関する重要な事項について調査審議すること。
- 2 委員会は、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る合意の形成に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第三十一条 委員会は、委員七人以内で組織する。

- 2 委員は、環境保全、行政手続又は産業廃棄物に関する法令に関し必要な知識又は経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(終了に係る周知)

第二十二条 条例第二十九条の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。

- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
- 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

一部改正〔平成二五規則三八号、平成二七規則四十号〕

(委員長等)

第三十二条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第三十三条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、事業者、関係住民その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第三十四条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第三十五条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第八章 雑則

(環境保全協定の締結)

第三十六条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置等に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全上必要な事項を定めた協定（以下「環境保全協定」という。）の締結を求められたときは、これに応じよう努めなければならない。

- 2 事業者は、環境保全協定を締結したときは、速やかに、当該協定に係る書面の写しを知事に提出しなければならない。

(進捗状況等の公表)

第三十七条 知事は、規則で定めるところにより、この条例に規定する手続の進捗状況等について公表するものとする。

(進捗状況等の公表)

第二十三条 条例第三十七条の規定による手続の進捗状況等についての公表は、次に掲げる手続が行われた場合に行うものとする。

- 1 条例第七条第一項の規定による事業計画書の提出

- 二 条例第九条第一項の規定による事業計画の変更の届出
  - 三 条例第十条第一項の規定による事業計画の廃止の届出
  - 四 条例第十一条第一項（条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による周知計画書の提出
  - 五 条例第十三条第一項（条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による周知計画の変更の届出
  - 六 条例第十八条（条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による実施状況の報告
  - 七 条例第十九条第一項の規定による意見書の提出
  - 八 条例第二十条第二項の規定による検討結果の届出
  - 九 条例第二十一条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出
  - 十 条例第二十三条第一項（条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出
  - 十一 条例第二十四条第二項（条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による見解書の提出
  - 十二 条例第二十五条第二項の規定による周知を終了した旨の報告
  - 十三 条例第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申立て
  - 十四 条例第二十八条第一項の規定による意見の調整の申出
  - 十五 条例第二十八条第五項の規定による意見の調整の委員会への付託
  - 十六 条例第二十八条第六項の規定による意見の調整への参加の申出
  - 十七 条例第二十八条第九項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による報告
  - 十八 条例第三十三条第一項の規定による会議の招集
  - 十九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める手続
- 2 前項の規定による公表は、県が開設するインターネットのホームページへの掲載により行うものとする。

（勧告及び公表）

第三十八条 知事は、事業者が正当な理由がなくこの条例に規定する手続の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行つたと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表すること

（勧告に従わない場合の公表の方法）

第二十四条 条例第三十八条第二項の規定による公表は、次の方法により行うものとする。

- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載

とができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、勧告を受けた者に弁明の機会を与えなければならない。

(指導及び助言)

第三十九条 知事は、必要があると認めるときは、この条例に規定する手続に関し、事業者又は関係住民に対し指導及び助言を行うことができる。

(協力依頼)

第四十条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(適用除外)

第四十一条 この条例は、岐阜市の区域内において産業廃棄物処理施設等の設置等を行う事業者については、適用しない。

2 第六条及び第三章から第六章までの規定は、次に掲げる事業者（前項に規定する事業者を除く。）については、適用しない。この場合において、第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例（第三章から第六章までを除く。）」と、「第二十九条の規定による通知」とあるのは「第八条第四項（事業計画書に記載された事項を変更した場合にあつては、第九条第二項において準用する第八条第四項）の規定による通知」と、同条第二項中「第二十九条の規定による通知」とあるのは「第八条第四項（事業計画書に記載された事項を変更した場合にあつては、第九条第二項において準用する第八条第四項）の規定による通知」とする。

一 自ら排出する産業廃棄物を処理するためにその排出する場所において産業廃棄物処理施設等の設置等（令第七条第三号、第五号、第八号及び第十一号の二から第十四号までに掲げる産業廃棄物処理施設を除く産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）を行う事業者

二 前号に掲げるもののほか、次のイからハまでに掲げる産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設等の設置等を行う事業者

イ 産業廃棄物処理施設（令第七条第三号、第五号、第八号及び第十一号の二から第十四号までに掲げるものを除く。）であつて規則で定めるもの

二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示

三 報道機関に対する公表事項の提供

四 前三号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

一部改正（平成二五規則三八号、平成二七規則四十号）

(適用除外)

第二十五条 条例第四十一条第二項第二号イに規定する規則で定めるものは、処理能力が増加しない施設の更新に係るものであつて生活環境への負荷を増大させないことが明らかなるもの及び施設の変更であつて次の各号のいずれにも該当するものとする。

ロ 小規模産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の焼却を行うものを除く。）であつて規則で定めるもの

ハ 移動式の産業廃棄物処理施設又は移動式の小規模産業廃棄物処理施設であつて規則で定めるもの

- 一 処理能力の変更でないもの又は当該変更であつて処理能力が十パーセント以上増加しないもの
- 二 施設の位置の変更でないもの又は当該変更であつて生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの
- 三 施設の構造及び設備の変更でないもの又は当該変更であつて排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの
- 四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法に掲げる事項の変更でないもの又は当該変更であつて排ガス又は排水の排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。以下同じ。）又は量の増大に係る変更でないもの
- 五 施設の維持管理に関する計画に係る事項の変更でないもの又は当該変更であつて、排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの若しくは排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更によつて測定頻度が高くなるもののみを行う場合であるもの

2 条例第四十一条第二項第二号ロに規定する規則で定めるものは、処理能力が増加しない施設の更新に係るものであつて生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの及び施設の変更であつて次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 処理能力の変更でないもの又は当該変更であつて処理能力が十パーセント以上増加しないもの
- 二 施設の位置の変更でないもの又は当該変更であつて生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの
- 三 施設の構造及び設備の変更でないもの又は当該変更であつて排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの
- 四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法に掲げる事項の変更でないもの又は当該変更であつて排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更でないもの
- 五 施設の維持管理に関する計画に係る事項の変更でないもの又は当該変更であつて、排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの若しくは排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更によつて測定頻度が高くなるもののみを行う場合であるもの

3 条例第四十一条第二項第二号ハに規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 県内（岐阜市の区域を除く。）の建設工事現場で使用されるものであつて次のイか

【第四十一条第二項の規定による置換後の第五条第一項及び第二項】

(条例手続の時期)

第五条 事業者は、次に掲げる手続を行おうとするときは、あらかじめこの条例(第三章から第六章までを除く。)に規定する手続を実施し、第八条第四項(事業計画書に記載された事項を変更した場合にあつては、第九条第二項において準用する第八条第四項)の規定による通知を受けておかなければならない。

一 法第十四条第六項若しくは第十四条の二第二項又は第十四条の四第六項若しくは第十四条の五第二項の許可に係る申請(自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者が当該産業廃棄物処理施設を使用して産業廃棄物の処分の業を行おうとするもの(許可の更新に係るものを除く。)に限る。)

二 法第十五条第二項の許可に係る申請

三 法第十五条の二の六第二項の許可に係る申請

四 適正処理条例第二十一条第二項、第二項又は第三項の規定による届出(規則で定めるものを除く。)

2 事業者が第八条第四項(事業計画書に記載された事項を変更した場合にあつては、第九条第二項において準用する第八条第四項)の規定による通知を受けた日から一年を経過した日以後に前項各号に掲げる手続を行おうとするときは、事業者が当該通知を受けていないものとみなして前項の規定を適用する。

らへのいずれにも該当するもの

イ 当該建設工事で発生した産業廃棄物のみを処理するもの

ロ 事業者の事業場内では使用されないもの

ハ 施設の使用により周辺地域において生活環境の保全上の支障が生じることがないことが明らかなもの

二 県内(岐阜市の区域を除く。)の事業場(前号に該当するものを除く。)で使用されるものであつて次のイからニのいずれにも該当するもの

イ 当該事業場で発生した産業廃棄物のみを処理するものであつて相当期間固定状態とならないもの

ロ 事業者の事業場内では使用されないもの

ハ 特別管理産業廃棄物の処理を行わないもの

ニ 施設の使用により周辺地域において生活環境の保全上の支障が生じることがないことが明らかなもの

一部改正〔平成二五規則四号〕

3 第四章から第六章までの規定は、自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設等の設置等（令第七条第三号、第五号、第八号及び第十一号の二から第十四号までに掲げる産業廃棄物処理施設を除く産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）を行う事業者（前二項に規定する事業者を除く。）については、適用しない。この場合において、第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例（第四章から第六章までを除く。）」と、「第二十九条の規定による通知を受けて」とあるのは「第十八条の規定による報告を行って」と、同条第二項中「第二十九条の規定による通知を受けた日」とあるのは「第十八条の規定による報告を行った日」と、「当該通知を受けていない」とあるのは「当該報告を行っていない」と、第六条第一項中「第二十九条の規定による通知を受ける」とあるのは「第十八条の規定による報告を行う」とする。

【第四十一条第三項の規定による置換後の第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項】

（条例手続の時期）

第五条 事業者は、次に掲げる手続を行おうとするときは、あらかじめこの条例（第四章から第六章までを除く。）に規定する手続を実施し、第十八条の規定による報告を行っておかなければならない。

一 法第十四条第六項若しくは第十四条の二第一項又は第十四条の四第六項若しくは第十四条の五第一項の許可に係る申請（自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者が当該産業廃棄物処理施設を使用して産業廃棄物の処分の業を行おうとするもの（許可の更新に係るものを除く。）に限る。）

二 法第十五条第二項の許可に係る申請

三 法第十五条の二の六第二項の許可に係る申請

四 適正処理条例第二十一条第一項、第二項又は第三項の規定による届出（規則で定めるものを除く。）

2 事業者が第十八条の規定による報告を行った日から一年を経過した日以後に前項各号に掲げる手続を行おうとするときは、事業者が当該報告を行っていないものとみなして前項の規定を適用する。

（許可の制限等）

第六条 知事は、産業廃棄物処理施設等の設置等について、事業者が第十八条の規定による報告を行う前に前条第一項第二号又は第三号の申請を行った場合は、当該申

請が法第十五条の二第一項第二号（法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に適合していないものとして、当該許可をしないことができる。

#### （規則への委任）

第四十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の際現に産業廃棄物処理施設等の設置等についてこの条例に規定する手続に相当する手続として規則で定めるものが開始されている場合において、事業者が当該規則で定めるものを実施するときは、この条例は、当該産業廃棄物処理施設等の設置等について適用しない。

##### （検討）

3 知事は、この条例の施行後三年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

##### （適正処理条例の一部改正）

4 適正処理条例の一部を次のように改正する。

目次中「産業廃棄物処理施設設置者等の義務」を「小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出」に改める。

「第二節 産業廃棄物処理施設設置者等の義務」を「第二節 小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出」に改める。

第二十二条を削り、第二十一条の二を第二十二条とする。

第二十三条及び第二十四条を次のように改める。

第二十三条及び第二十四条 削除

第二十八条の二中「第二十一条の二」を「第二十二条」に改める。

第二十九条中「産業廃棄物処理施設設置者等」を「小規模産業廃棄物処理施設の設置

#### （書類の提出）

第二十六条 条例又はこの規則の規定により知事に提出することとされている書類及び知事を經由して事業者提出することとされている書類は、計画地が県事務所の所管区域に所在する場合にあつては、当該計画地を所管する県事務所長を經由して提出するものとする。

一部改正（平成二五規則三八号、平成二七規則四十号）

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 条例附則第二項の規則で定める手続は、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成二十一年岐阜県告示第七百七号）による改正前の岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成十年岐阜県告示第七百七十号）による手続とする。

一部改正（平成二二年規則九四号）

##### 附 則（平成二十一年十二月二十八日規則第九十四号）

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

##### 附 則（平成二十五年三月十九日規則第四号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

##### 附 則（平成二十五年四月一日規則第三八号）

この規則は、公布の日から施行する。

##### 附 則（平成二十七年四月一日規則第四十号）

この規則は、公布の日から施行する。

者（第二十一条第一項、第二項又は第三項の規定による届出をしなければならない者をいう。）」に改める。

第三十一条第二号中「第二十一条の二」を「第二十二條」に改める。

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

5 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一六十五の項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則（平成二十三年七月十二日条例第三十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二六日条例第七三号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。